

第一次答申に向けた検討課題

「地方公共団体における文化財保護事務の所管」について

1. 中間まとめでの記載

文化審議会文化財分科会企画調査会中間まとめ（抜粋）

IV. その他推進すべき施策

(1) 地方公共団体の体制充実

前述のとおり、基本計画の策定やその推進のためには、文化財担当職員等の人材確保や資質向上により、地方公共団体の推進体制の充実を図る必要がある。（以下、略）

なお、文化財保護の所管は教育委員会となっているが、景観・まちづくり行政や観光行政など他の行政分野も視野に入れた総合的・一体的な取組を可能とするため、地域の選択で首長部局も文化財保護を担当できるような裁量性の向上についても検討が必要である。ただし、平成 25 年 12 月 13 日文化審議会文化財分科会企画調査会報告「今後の文化財保護行政の在り方について」において挙げられている、文化財保護に関する事務の管理・執行において担保すべき観点（専門的・技術的判断の確保等）を十分に勘案して検討することが必要である。^{脚注}

（脚注 1）平成 25 年 12 月 13 日文化審議会文化財分科会企画調査会報告「今後の文化財保護行政の在り方について」において「どのような機関が文化財保護に関する事務を管理し、及び執行することとなるとしても、下記の 4 つの要請を十分に勘案し、これらをどのように担保するかという観点から制度設計を行うべき」とされ、4 つの要請として、「専門的・技術的判断の確保」「政治的中立性、継続性・安定性の確保」「開発行為との均衡」「学校教育や社会教育との連携」を挙げており、これらの要請に対応できるような仕組みを検討することが必要である。

（参考：29 年度地方分権提案募集の動向）

- ・政府では、平成 26 年度より、地方公共団体への事務・権限の移譲や地方に対する規制緩和に関し、地方公共団体からの提案を募集して、各提案について政府で検討を行っている。
- ・平成 29 年度の提案募集において、鳥取県・山口県・徳島県及び大分県より、「文化財保護に関する事務の所管」について、教育委員会と首長部局の選択性を可能とする制度改正を求める提案がなされた。

2. 現行制度の概要

- ・現状、地方公共団体における文化財保護に関する事務については、教育委員会が管理・執行することとなっている（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条）。
- ・ただし、教育委員会と首長の協議により、教育委員会が所管する事務の一部を、首長部局に委任もしくは補助執行させることができることとなっている（地方自治法第180条の7）

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

（教育委員会の職務権限）

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。
一～十三 （略）
十四 文化財の保護に関すること。
十五～十九 （略）

（長の職務権限）

第二十二条 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する事務のほか、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。
一～五 （略）
六 前号に掲げるもののほか、教育委員会の所掌に係る事項に関する予算を執行すること。

（職務権限の特例）

第二十三条 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号にかかげるものほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。
一 スポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）。
二 文化に関する事務（文化財の保護に関する事務を除く。）
2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

第一百八十条の七 普通地方公共団体の委員会又は委員は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の長と協議して、普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する支庁若しくは地方事務所、支所若しくは出張所、第二百二条の四第二項に規定する地域自治区の事務所、第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の区若しくは総合区の事務所若しくはその出張所、保健所その他の行政機関の長に委任し、若しくは普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する行政機関に属する職員をして補助執行させ、又は専門委員に委託して必要な事項を調査させることができる。ただし、政令で定める事務については、この限りではない。

（参考：平成19年法改正による文化の所管）

- ・平成19年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正で、スポーツ及び文化行政について、地域の実情や住民のニーズに応じて、「地域づくり」という観点から他の地域振興等の関連行政とあわせて地方公共団体の長において一元的に所掌することができることとする趣旨から、事務の所掌の弾力化が図られた。

3. 平成 25 年度における議論（10 月 3 日企画調査会資料 6）

4. 第 8 回企画調査会（地方公共団体へのヒアリング）の概要

- ・文化財保護に関する事務の管理・執行については教育委員会・首長部局のいずれでも対応可能と思われるが、いずれが所管したとしても、まず自らの地域についてしっかりと議論した上で保護を進めていくことが重要。なお、首長部局が所管した場合に、事業ばかりを推進するのではなく、文化財の教育的側面の重要性に鑑み、両者が連携できるような場所が必要ではないか。（太宰府市）
- ・所管を自治体の判断で選択制とすることについては賛成。その際、継続性等を担保する方法として、地方文化財保護審議会を必置とすることや、市町村が策定する基本計画に記載された事項を国へ事後報告・年次報告するといった仕組みが考えられるのではないか。（萩市）
- ・所管を自治体の判断により選択的に実施することを可能としていただきたい。現行の事務委任・補助執行については、責任の所在が明確でない、意思決定に時間を要するといった課題がある。文化財保護に関する事務を首長部局に移管することにより、教育の視点のみならず、地域振興、観光振興の視点から、首長が所管する施策と一体となった施策展開がより効果的・効率的に可能となる。また、文化財の保存なくして活用はなく、首長の一元的な指揮の下、文化財と地域振興等を総合的に連携して進めることで、保存の担い手も確保できるというようなメリットもあると考えられる。専門性や継続性等を確保する方策については、地方文化財保護審議会のような専門機関等の設置等や、専門的知識を有する職員の配置を必須とすることが考えられる。（鳥取県）

5. 方向性（案）

文化財保護に関する事務については、今後とも、教育委員会が所管することを基本とするべきである。

ただし、まちづくり等に関する事務との関連を考慮し、各地方公共団体が文化財保護に関する事務をより一層充実させるために必要かつ効果的と考える場合は、専門的・技術的判断の確保、政治的中立性、継続性・安定性の確保、開発行為との均衡、学校教育や社会教育との連携の4つの要請への対応が担保される状況を自治体において整えたうえで（例えば、開発行為との均衡に関して埋蔵文化財保護の体制整備や運用確保、学校教育や社会教育との連携に関して教育委員会との連携方策の確保など）、地方文化財保護審議会を必ず置くことを条件に、条例により、地方公共団体の長の下での事務の執行・管理も可能とする。

この際、地方文化財保護審議会は、諮問に応じるだけでなく、建議（将来の行為に關し自發的に意見を申し出ること）の権限も法律上有しており、このような権限を必要な場面で行使するなど、地方公共団体において審議会が効果的に機能することが必要。

＜基礎データ＞

(1) 文化財保護に関する事務について、首長部局への事務委任・補助執行を行っている教育委員会の数と割合

＜事務委任＞

- ・都道府県 : 1 箇所 (2.1%)
- ・政令指定都市 : 1 箇所 (5%)
- ・中核市 : 2 箇所 (4.2%)
- ・その他市区町村 : 12 箇所 (0.7%)

＜補助執行＞

- ・都道府県 : 3 箇所 (6.4%)
- ・政令指定都市 : 11 箇所 (55%)
- ・中核市 : 12 箇所 (25%)
- ・その他市区町村 : 69 箇所 (4.1%)

※ 主な業務は教育委員会に置き、一部の事務（予算、人事等）のみ事務委任・補助執行している場合と、文化財の指定等の重要業務を教育委員会として他の業務は首長部局のもとに文化財担当部局を設けて実施している場合とがある。

(2) 教育委員会以外で事務を行っている地方公共団体において、文化財保護担当が置かれている部局の傾向（組織上、文化財保護所管課が教育委員会以外に置かれている自治体について、部局名をもとに文化庁にて推計）

- ・文化振興関係部局：約8割（例えば「市民文化部、文化スポーツ部」など）
- ・景観・まちづくり関係部局：約1割（例えば「まちづくり推進部、都市整備部など）
- ・生涯学習その他：約1割（例えば「市民生活部」など）

※教育委員会以外で文化財保護に係る事務を執行・管理している理由

- ・知事部局が所管する施設（総合文化センター）と教育委員会が所管する施設（博物館・美術館・図書館等）を一体的に担当することで、文化芸術活動や生涯学習活動を行う県民サービスの向上、地域文化の発展と向上につなげるため。
- ・文化資源活用に係る行政施策と研究や展示機能との連携を強化するとともに、多面的な研究の推進、博物館・美術館が有する資料や情報の一層の活用を図るため、知事部局へ移管
- ・本市では、創造都市推進局を設置しており、文化、観光、産業等の担当課が同局に配置されている。創造都市の理念に基づき、文化財担当課も同局に配置することにより、文化芸術と産業経済の創造性を生かしたまちづくりに活用するため。
- ・町並保存を核としてまちづくりに取り組む中で、当初は町長部局の企画部門が担当し、その後、現在の町並・地域振興課を立ち上げた。伝建地区や重文のほとんどは町並保存地域内に存在していることから、当該事務の処理も含め、事業に当

たっている。 等

(3) 事務委任・補助執行を行っている地方公共団体と行っていない地方公共団体の比較

<文化財保護関係経費の平均(平成27年度)> (単位:千円)

	事務委任・補助執行を行っている自治体	行っていない自治体
政令指定都市	610,007	627,294
中核市	349,146	289,121
その他の市区町村	79,313	35,922

<文化財担当職員数の平均> (単位:人)

	事務委任・補助執行を行っている自治体	行っていない自治体
政令指定都市	29.9	20.7
中核市	20.6	21.9
その他の市区町村	9.9	4.4

(4) 地方文化財保護審議会の設置状況

- ・都道府県、政令指定都市、中核市 : 100%
- ・その他の市、特別区、町、村 : 95.5%

